

議会だより

発行・編集
 東 成 瀬 村 議 会
 議 会 事 務 局
 電 話 2332番
 印 刷
 (株) 増 田 印 刷 所



春のいぶき

八十年代は、エネルギー源、水田再編等色々な面で厳しい、厳しいという。そんな世情に無関係に自生する野良のばっけ（ふきのとう）には、揚々たる春のさわやかないぶきを感じた。

3月 定例議会開く

24議案原案可決

新年度の予算議会と言われる55年3月定例議会は、3月7日招集され、13日までの会期をもって、議案24件を原案可決。陳情1件を採択。また、三氏により一般質問がなされました。

村長施政



施政方針する村長

討していただきますが、数項目について報告させていただきます。

● 福祉関係

福祉についてですが、前議会の質問に対して私なりの考えを申し述べた訳ですが、県の方針については県会でも究明されると思っておりますが、町村会でも県と折衝を重ね、方向としては知事の意向に賛意を表す方が、市町村と協議を重ね実施の方法、時期については今後検討を要するということになっております。

● 国保税関係

次に、国保税についてですが、一般医療費増高に加えて、高額医療、老人医療費等に起因し、年々保険税の増額は自治体の悩みのたねでございますが、本村においては五十四年度の一世帯当りの保険税は七万四千円でしたが、医療費の伸びから、県保険課からの指導

は九万四千円の線を出されました。それに対して、最終的には財政調整基金二千九百九十万円のうちから一千万円を切りくずして、五十五年度は八万八千円を出しております。

● 水道関係

水道についてですが、岩井川の簡水工事は今回約一億九千万円計上しております。これが完成すれば普及率が八十三・四パーセントで郡内一となりますが、本村の水道料金が安過ぎることでずっと前から県の指摘を受けておるが、今回は値上げしない処置をとりました。

● 社協関係

一般行政でありませんが認識をいたたく意味で本村の社会福祉協議会にふれてみたいと思っております。予算において、社会福祉協議会委託費が大幅に出る訳ですが、協議会の今年の予算額は九百八十四万円を予想しております。なお、助け合い資金は百九十六万円ござ

● 農政関係

水福対策を含めた農政関係では共同利用・共同出荷或いは土地改良等に要する機械設備に對しある程度の補助をみております。被害水路等の工事費等も計上しております。畜産奨励維持の予算措置もしました。養蚕対策については、抜本的に考えなくてはいけないということ、議会の産経常任委員会が調査を付託されているので、その結果をみて対処するが、一応前年度を上まわる予算を計上しております。

集落農場化対策費も例によって計上しております。

五十四年度当初に予定した大きな工事は完工いたしました。災害工事は雪消えを待つて急がせたいと思っております。当初予算中心の報告並びに意見開陳としては誠に粗末なものと思っておりますが、以上をもって報告と致します。(村長施政から抜粋)

原案可決された議案から

議員報酬・三役等の給与を改正

村議員報酬条例を改正

議長 九万五千円から十万七千円に。
副議長 八万五千円から九万五千円に。
議員 八万円から九万円に。
五十五年一月から適用したものです。

村三役・教育長給与条例を改正

村長 三十六万三千円から三十八万五千円に。
助役 三十万八千円から三十二万七千円に。
収入役 二十九万二千円から三十一万円に。
教育長 二十五万四千円から二十七万六千円に。
五十五年一月から適用したものです。

特別職の職員で非常勤のもの の報酬条例を改正

下表のように改正し、五十五年四月から適用したものです。

職 区 分	報 酬 の 額
農業委員会 会長	月額 12,000円
農業委員会 委員	月額 10,000円
教育委員会 委員長	月額 11,000円
教育委員会 委員	月額 10,000円
選挙管理委員会 委員長	月額 9,000円
選挙管理委員会 委員	月額 7,000円
監査委員 議会選出	月額 6,500円
監査委員 知識経験者	月額 9,000円
交通指導員	月額 6,500円
行政協力員	年額 45,000円

報 酬 の 額
月額 13,000円
月額 11,000円
月額 12,000円
月額 11,000円
月額 10,000円
月額 8,000円
月額 7,500円
月額 10,000円
月額 7,500円
年額 65,000円

村消防団給与条例を改正

団長 年額一十二万五千円
副団長 年額一十二万円
分団長 年額一八千円
副分団長 年額一七千円
部長 年額一六千円
班長 年額一五千円
各々、従来より一千円アップし、五十五年四月から適用したものです。

村廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正

村内のし尿処理（し尿汲取り）手数料を、今まで十八リットル、（一斗）当り三十円だったものを六十五円にしたものです。

村営土地改良事業（ほ場整備） 滝ノ沢地区の施工について

この事業の認可申請するに当たり、事業概要等を事前に議会の議決を得なければならぬため提案されたものです。

この事業は、五十五年度から五十七年度の三箇年で実施されるものですが、概その的的工事は五十五年度で行われ、小用水路工、砂利敷、暗渠排水工、換地、電柱移転等が五十六年度以降実施される計画になっております。

○事業概要

- ・総事業量 四十六・一ha
- ・総事業費 一億八千万円
- 国補助（50%） 九千五百万円
- 県補助（20%） 参千六百二十万
- 内 受益者負担（30%） 五千四百三十万

村営土地改良事業農道整備（樹園地） 滝ノ沢地区の施工について

この事業の提案理由も、ほ場整

備事業と同じ。

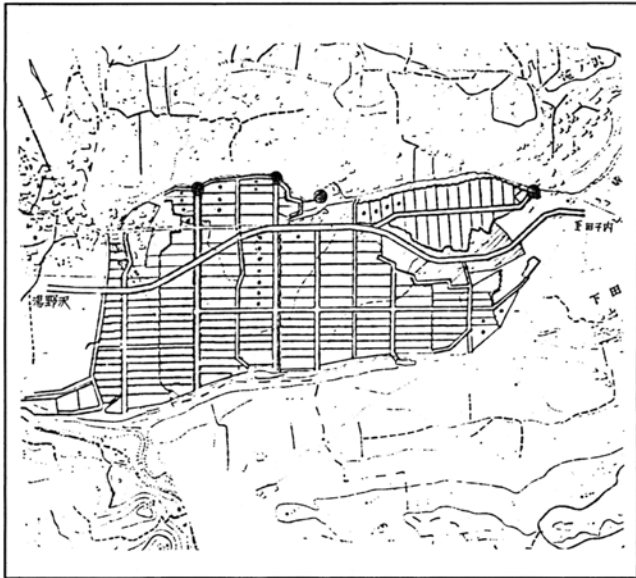
○事業概要

- ・総事業量 四、〇五〇m
- ・総事業費 八千五百万円
- 国補助（50%） 四千二百五十万円
- 県補助（15%） 一千二百七十五万円
- 内 村負担（30%） 二千五百五十七万円
- 受益者負担（5%） 四百十八万円

幅員二メートル

村営土地改良事業（ほ場整備） 蛭川地区の施工について

- 提案理由は、前述と同じ。
- 事業概要
- ・総事業量 一、一ha
- ・総事業費 八百五十万円
- 県補助（40%） 三百二十九万五千円
- 内 村負担（15%） 百二十三万五千円
- 受益者負担（45%） 三百九十七万円



55年度 予 算 から

五十五年度の村一般会計については、
村広報三月号に掲載されておりますので、

五つの村特別会計について概要を掲載してみました。

特別会計をみる



五十五年度村国保(事業勘定)特別会計予算

この会計は、国保の被保険者が医師等にかかったとき、その診療費用の七割の分を病院等に支払うことを主な業務としているものです。被保険者からいただく国保の税金もこの会計の歳入に入ってくることとなります。

歳入・出の予算総額は二億三百七十万七千円となっております。

歳入

被保険者からいただく保険税は六千五百七十五万八千円で、歳入に占める割合は三十二、二パーセントの比率です。これは、一世帯当たり平均八万八千六百七十七円一人当たり平均では二万三千四百九円となっております。

国保会計から医師等に支払う七割分のうち、国からくる療養費負担金は九千五百九十二万三千円で歳入比率四十七パーセントになっ

ております。

この他、国補助の普通調整交付金(所得が医療費に對して一定基準より低い場合、国から補てんされるもの)一千六百六十一万九千円、臨時財政調整交付金(高額・老人医療に關係して国から補助されるもの)五百八十七万二千円が歳入の主なものとなります。

歳入

歳入は、療養給付費(医師に對する七割分の負担額)一億六千七百一十六千円、高額療養費(一人三万九千円以上の医療費に對する負担金)一千七百一十五千円が主なものとなっております。

五十五年度村国保(施設勘定)特別会計予算

この会計は、診療所を運営するための会計です。

歳入・出の予算総額は四千六十九万四千円となっております。

歳入

歳入は、診療報酬収入(患者が医師にかかった場合の三割個人負担分と国保七割分及び社保からの収入)が九十五パーセントを占めております。

歳出

歳出は、医師報酬、看護婦等給料二千四百五十二万一千円、医薬品購入費八百九十七万七千円が主なものとなっております。

55年度 村簡水会計予算

今年度は、岩井川に百三戸を村象に増設工事をする事から予算規模が大きくなっており、総額で一億九千七百二十七万六千円の子算となっております。

歳入

岩井川簡水工事に對し四千五百六十三万二千円が国庫補助で、村一般会計からの繰入金五千二百八十六万四千円、村債(借金)九千七百七十万四千円が主なものとなっております。

歳出

岩井川簡水工事が一億八千九百七十五万四千円で歳出の九十六パーセントを占めております。

五十五年度村十文学生寮会計予算

歳入・出総額で七百五十一万二千円となっております。

歳入

入寮者が負担する寮運営費負担金(月一人六千円の四十人分で一箇月分)二百六十四万四千円、寮電気、暖房費負担金(一人一千円の四十人分で一箇月分)三十三万五千円、入寮時負担金(一人一千円の四十人分)四万四千円、一般会計からの繰入金四百五十八万八千円が主なものとなっております。

寮管理人及び調理員の給料、手当、消耗品費、電気、ガス、重油灯油代が歳出の殆んどを占めております。



五十五年度村農業機械管理会計予算

この会計は、村有のブルドーザー、グレーダー等を運用する会計で、予算総額は一千八百八十三千円となっております。

歳入

使用料収入として、ブルドーザー一分九百九十五万四千円、ショベルローダー一分六十万四千円、グレーダー分二十五万四千円をみております。また、使用料の過年度収入(過年度に使用して未払のもの)を五十五年度に収入見込みのもの)百万円をみております。

歳出

歳出は、運転手の給料が主なものとなっております。

一般会計予算一億八、六九四万五千円になる

54年度補正予算

除雪機械借上料に一、〇〇〇万円追加

特別会計

一般会計

五十四年度村一般
 会計補正予算
 これまでの歳入・
 歳出予算総額にそれ
 ぞれ一千二百一十三
 千円を追加し、歳入・
 歳出予算総額を十五
 億八千六百九十四万
 五千円としました。
 歳入増の主なもの
 は、村税一千七百万
 四千円、この中で
 は村民税の個人分六
 百二十万三千円と固定資産税九百
 二十一万五千円が大きいです。
 国庫負担金としては東成瀬小学校
 新築事業に国から一千三百十三万
 五千円が増額されました。(歳入
 には、減額されたものもあります
 ので、差引き後の総額では前述の
 とおり一千二百一十三万三千円が増額
 になっております。)

歳出増の主なもの、財政調整
 基金繰出金一千二百三十万円。
 除雪機械借上料追加一千万円。

議会を傍聴しよう!!

開会中はいつでも傍聴できます

— 議会に対するご意見をお寄せ下さい —

十九万九千円が主な増額となって
 おります。

五十四年度村国保(施設 勘定)特別会計補正予算

これまでの歳入・歳出予算総額
 に、それぞれ七百四万一千円を追
 加し、歳入・歳出予算総額を四千五
 百九十三万六千円としました。
 歳入は、村一般会計からの繰入
 金追加百四十三万四千円、事業勘
 定からの繰入金追加五百二十九万
 九千円、五十三年度からの繰入金
 追加四百六十六万六千円が主なもの
 です。

歳出は、医薬品購入費追加五百
 八十六万八千円が主なものです。

五十四年度村国保(事業 勘定)特別会計補正予算

これまでの歳入・歳出予算総額
 に、それぞれ一千二百十四万円を
 追加し、歳入・歳出予算総額を一
 億七千七百七十五万六千円としま
 した。

歳入は、国庫補助金の普通調整
 交付金(一定基準により国からく
 るもの)追加二百六十七万七千円
 直営診療運営費交付金(赤字補て
 んとして国からくるもの)追加五
 百二十九万九千円、五十三年度か
 らの繰越金四百十六万四千円とな
 っております。

五十四年度村簡水 特別会計補正予算

これまでの歳入・歳出予算総額
 に、それぞれ百十四万八千円を追
 加し、歳入・歳出予算総額を一億
 六千四百八十一万一千円としまし
 た。

五十四年度十文字学生寮
 特別会計補正予算

これまでの歳入・歳出予算総額
 に、それぞれ十八万七千円を追加
 し、歳入・歳出予算総額を六百七
 十九万二千円としました。

陳情審議

田子内養蚕組合助成金に關
 する陳情
 陳情者 田子内養蚕組合
 組合長 佐々木重男

現在、かなりの負債があるが、
 桑園も成木期に入り、組合員も飼
 育技術に自信を得て事業の再建に
 努力したいので、応分の助成をい
 ただきたい陳情。
 ・産業経済常任委員長審査結果報
 告後、本会議で審議した結果、
 採択と決定。

産経委員長審査報告 (抜すい)

現在、当養蚕組合員は六名に減
 つているが、桑園規模または技術
 的な面も向上し、やる気十分のよ
 うでした。経営赤字は、組合発足
 当時、数年間生産ができなかった
 ためであるが、毎年負債が累積し
 てるにもかかわらず何等解消に努
 めなかつた養蚕組合そのものが問
 われること勿論であるが、行政指
 導の立場にある村及び営農指導す
 る立場にあり、

現在の立場にある農協においてもその
 分野において対策を講じなかつた
 ことも反省されるべきと思われる。
 総合して審査した結果、経営が
 軌道にのるまでは助成すべきとな
 った。ただ、年二十万、三十万円
 の補助では到底再建には程遠いと
 思われるので、抜本的なテコ入れ
 をし、村の助成は勿論であるが、
 行政指導の村と農協との綿密な対
 アップのもとに助成及び指導すべ
 きとの結論になりましたので報告
 致します。

傾視!!

財政調整基金とは

村の基金条例は、村財政(一
 般会計)調整基金、国保事業財
 政調整基金、簡水財政調整基金
 を設置し、財政運営の健全性を
 確保するように努めております。
 なお、五十三年度一般会計決
 算剰余金から一千万円、国保事
 業会計決算剰余金からは五百万
 円が基金へ積み立てられており

「財政調整基金」とは、市町村
 で公共施設の建設、災害復旧そ
 の他財源に不足を生じたときに
 当てるための財源として積み立
 てておく基金(財源)です。

この基金は、地方自治法及び
 地方財政法により、市町村に条
 例を設置し、各会計年度決算剰
 余金の二分の一(条例で定める
 額)を下らない金額を積み立て
 るものです。

質 問

3月定例会の一般質問は、3氏の議員により行われた。後藤作議員は①除排雪溝②乳幼児医療無料化について、柳邦夫議員は①果樹等の雪害対策②東小と農協倉庫建設③55年度予算執行について、佐藤長治郎議員は①採石場環境保護②小学校給食時間不足③東小スキー場段差解消④雪降ろし人斃⑤常勤医師確保⑥知事の事務委譲について、質問がなされた。



除排雪溝改良の考えは

問―克雪対策について、私の考えを述べながら村の対応を伺いたい。今年はまだみる豪雪であり、雪国の宿命かもしれませんが、これを克服するため色々な施策もつて努力していると言えませんが、これこそがモデルケースであるという対策は容易でないと思います。昔から一般的に利用されているのが水路による排雪です。この水路に色々配慮してやっていることは評価できるが、ただ、今までは農業用水路を利用しての対策だったように思います。多額な投資がかかると思いますが、従来の農業用水路に対する考えを変え、除排雪の流雪溝という構造に改めていく必要がないか。せっかく道路改良時に造った大型の側溝水路も利用しにくい事も事実で、これが各地域で問題になっています。このようなことに対して豪雪対策協議会といったものを作り地域に合った対策をとるべきでないかと思います。これに対する考えをお伺いしたい。

村長―この村は、自然の流れ、或いはかんがい用水を利用した排雪でしたが、流雪溝を全東に先駆けてやった岩井川地区もありました。流末処理がうまくいかず被害を受けるといふことにも箇所付けをしながらか解決に向っております。

だ、いくら施工しても利用する方々の協力がなければ威力が発揮できないことを申し上げます。

先ごろ横手の流雪溝を見学してきましたが、あそこは四年前に八キロの延長を幅四十センチ、深さ五十センチで横手川からポンプアップしてやっているもので、これ一本で完全に排雪している現状ですが、これも地域の人々の協力と認識のもとでやっているもので、一機に投入した場合は必ずつまることは知れております。私共も将来に向けて流雪溝の大事なことを認識しておりますし、これらを徐々にやっております。現に田子内は二メートルも水路に投入しているが、それでも時々水つきがあり部落総動員しなければならぬ状態であり、質問者も部落集會等の時に話題に供していただきたいと思っております。

なお、豪雪に対する協議会設置は今のところ考えませんが、必要



があれば設置することもやぶさかでないと思います。

再問―雪を一回に投入した場合は雪つまりになることは現実で、地域の人々が話合って解決していく必要がある訳ですが、重点的に申したいのは、排雪は殆んどが農業用水路を利用したものであるが、これを流雪溝という考えのもとで改良していく必要があるでないかということですか。つまり、農業用水路を改良するとすると当然受益者負担が伴う訳で、流雪溝という大きな考えで改良することには色々な制度的なものがあると思えますから、そういうものを利用しながら大胆な改良が必要でないかと申し上げたかったものです。

村長―側溝に対する考え方は、多目的に考えなければならぬと思っております。

参考までに、消雪パイプもこの村にあった方が良く聞きますが、県でも方々にやっておりますが、穴がつかつたり、地下水がかれたり、水はね、水つき、水たまり、パイプの凍結、また、温泉利用の場合は湯気による運転防害、それから大きくは地盤低下という問題があるようです。現状のところ消雪パイプについては考えておりません。

雪降ろし人の斃について



問―今年は大雪で雪降ろしが多かつた訳ですが、雪降ろしに人を頼みたくても人手が見つからず困っておる家庭もありました。こんなときこそ防災無線を活用し呼びかけて雪降ろししてくれる人を予め登録しておき、申込みがあった時は連絡、斡旋などしてくれると助かる人がでてくると思いますが、当局の考えを伺います。

民生課長―大雪対策では村長からも答弁ありましたが、私達の所管でも関係機関と協議し、一応援護が必要な所帯を選び対処しております。現在のところ、村、社協、雄勝福祉事務所等で手だてをした件数は八件で二十六回となっております。ボランティア山ゆり会の人暮し老人宅の雪降ろし、排雪作業七戸。その他にも団体や色々な一般の方にもたくさん迷惑をかけております。

ご質問の雪降ろしをしてくれる方の登録、連絡については十二月

一般

三氏が行政をただす



発行の「福祉だより」にも掲載して登録をお願いしております。担当の民生委員の方にはその対象の家庭には色々指導して下さるようになり、必要な場合は派遣する手だてをしておりますのであまり問題はなかったのではないかと思っております。

東小敷地と 農協倉庫建設について

間一農協倉庫は、最初旧役場あと地に建てたい陳情であったが、字句が一方的ということで一部訂正した記憶があるが、その後PTAより学校敷地に対する倉庫建設には反対の要望がありました。この要望書も審議未了の形で、後二月二十九日議長招集の協議会で話し合われたのですが、その時の農協組合長の話としては、農協としてはこれ以上建設を延ばすことはできないので、自分の土地に建てることに決心したことでしたのでそれをもって話は終わったと私は記憶しております。しかし、今定例会初日の教育長の報告では三月五日農協側と村、議長の出席で協議し、現在の給食室の東側側溝より東へ三メートルの線で決めたこととありました。

から議長が出席すればそれで良いものか。事は学校の敷地であり、グラウンドであります。村有財産の中でも教育施設は特別なものと思えますし、卒業生には一木一草愛着心があり、校庭の倉庫建設には抵抗を感じるのは当然と思えます。昨年十一月定例会で、定時制高校前全体を学園地域としたと言われましたが、その用地買取状況はどのように進んでいるのか。東小グラウンド拡張も東側へ並行して実施するものか。個人住家に対する交渉はどのようになっているか。村長はプール建設は利用価値がないので考えないと言いが、将来必要と思われるプール建設のスペースに支障がないか。境界ぎりぎりに倉庫を建てた場合、屋根の雪は校庭に降ろされるものか。建設の土地は売却か交換なのか、これが議案として提出されるものか。このようにことに、明確な答弁をお願いいたします。

村長 現段階では、教育長が報告したとおり東へ三メートルの線で話し合いし、図面を添えて検討することとしています。PTAからの陳情に対しては意志表示はしてませんが幹部の方々は構想等につき色々話しております。ただ陳情、要望があればすべてそのとおりやらなければいけないとなれば身動きできないと思えます。やはり最後は全体的考えから大局的結論でなければ行政はやっていけないと思えます。定時制の前は農協の持ち地です。従って、買取す



解体中の東成瀬小

るか交換かは倉庫関係が最終段階までいっておりませんので申し上げることができません。東小グラウンドはより広く利用価値があるようにしたいと思っておりますが、個人住宅もありますので、このようにするとの明言はさげなければいけないと思っております。プールについては、経済効果等から各学校への建設は今のところ考えておりません。農協倉庫屋根の雪は、設計上で片屋根になるようです。雪の心配ないとは言われたいと思っておりますが考慮しているようです。

再問一倉庫建設に反対要望があるものに対し、言葉が適切でないかもしれませんが何かやむやみに進めていく。グラウンドが狭くなることであり、拡張すべきと思うが何ら具体的に示さなければグラウンドの一部をつぶすだけでは慎重を欠くのではないかと。プールの建設は考えないと言いますが、川にゴミを捨てるなどと言っているが、川は汚れます。私は、河川の汚染をなくするには各住宅からの生活排水を完全に止めるこ

とが先決だと思えます。このようなことを何ら考えずに、プールは利用効率がないから建設しないというのはいけません。村長一校庭のことにつき村長は慎重を欠くと言われますが、慎重に構えているからそういうふうな状態でございます。従って、この席でははっきり言えないというのがそれにもつながる訳です。

プールは2箇所にありますが、四千万、五千万かかる訳です。しかし、よく使って一箇月です。大金を一箇月のためねせることは非常にいたましい訳です。百人足らずの学校のプールを効果的に利用するには、プールを持たない学校からそこに行つて泳ぐことが可能であり、いわゆるプールは水泳指導する場所であることをふまえて、教育委員会で大幅にバス費を予算計上しております。また、プールがあれば川に行かないかという川に行つて時間が多い訳です。

河川は汚れているが以前よりははるかに良くなつてきていると思えます。しかし下水等は近い将来考えなければならぬと思っております。



採石場の環境保護は

問―採石についてお伺いします。
 村の土地使用条件には、採石のために土地を使用する者は、自然環境を保護しなければならぬとありますが、どのように保護するのか、また、手倉地内の現場は自然破壊もはなほだしいと思うのであのままにしておくものかお伺いします。

助役―現在、村で採石の許可をしたのは合居砕石と成瀬砕石の二社ある訳ですが、成瀬砕石は五十五年から雪消えを待って設置すると思えます。

環境保護については、許可証を発行する段階において、環境官庁の指導、指示は勿論、村自体でもその地域の環境等、地域の様々な要件を加味して条件を付けて許可しているのが現状です。

指摘の手倉地内は、採掘予定箇所だった訳ですが、村としては、もしその業者が採掘を止めた場合であっても植林またはその山の使用が可能なるように、できれば原形復旧していただく条件で許可しております。参考までに、合居砕石が採石した土倉採石場は、植林できざる状態にし、岩井川部落で植林

したはずですが。日影採石場においても土溜柵、または緑地化させて契約しておりやらせておられます。

成瀬砕石については、滝ノ沢、砥沢地内三万七千平方m。火薬庫千平方m。表土、土砂堆積場三千平方m位ということで願いが出ております。これについても、それぞれの条件を付して許可しておりますので今後は十分留意して条件どおりやらせたいと思っております。

なお、使用料については、合居砕石の土倉においては年間三万立方m位出るだろうとのことで、当初五十万円の使用料がその後六十万、九十万円となり、五十三年度からは百万円となっております。

また、部落と村の契約で、半分以上は部落に還元する条項に基づいて、現在は村三、部落七の割合で還付しております。成瀬砕石についても五十五年度においてはそのような契約のもとに、三万立方mの線を引きまして、五十万円いただくことになっておりますので、部落還付金においても岩井川部落同様になると思えます。この使用料は立方mあたり十七円程度にな

りますが、今後の使用料は、物価の上昇その他を勘案し、契約が一年ですので、その都度報告したいと思えます。

55年度予算執行について

問―五十五年予算は中央の事業或いは今後の村の開発を協議し合せて作成されるものと考えます。従って村執行部と議会が車の両輪の如く進むものと思えます。しかし、実際は印刷製本された新年度予算書が議会招集の前日に配布されるだけと言っても過言でないと思えます。

以前は議会に対し、予算内示会を設け協議したものでした。住民全体を対象とした交付税依存の村の予算はある程度平等を考慮しなければならぬと思われ、特に道路関係では行き止まりの道路を開設するよりも経済効果を十分検討し、直接住民の日常生活に密着した既設道路の改良舗装、人家地域優先の改良舗装をすべきと言ってきた。このようなことも協議してこそなされるものであり、印刷製本された現状では何れそれがなされてない。果してこのようなことではないのか。

これに関連して、去年の十二月広域議会で提出された広域事業計画

画をみてみるに、計上された事業が広域圏とどのように結びつくのか。思えば、広域事業とは、村内主要道路或いは隣接町村へ通じる村道、林道を優先すべきと思われ、広域事業で五十五年計画の三又線は予算計上がなく、五十六年度から実施計画の金山線が今年度の予算に計上されていること等は路線そのものの経済効果が変わったためなのか、村長の答弁をお願いしたい。

村長―予算関係については、例年各部落から将来五年後を見通した要望事項をいただき協議して優先順位をつけて予算計上しておるものです。三年、五年になってもまだやらないとおしかりを受ける訳ですが、限られた予算を判断してやってみるもので、決して地域偏りの考えは持っておりません。

予算原稿を議会に提示しないとのことですが、議会の皆さんが村内視察した結果を報告してくれてる訳ですが、それから大いに拾われる場合、馬力の強いものが先取するのでは困ると思われ、私方としては、汲み取るところの機関と機会をとらえながら最善の努力をしているつもりでございます。

広域事業関係については、寄合い所帯であり、各市町村からの汲み上げと広域全体の計画とが必ずしも一致するとは限らない訳です。色々あると思いますが、質問者も広域議会に出る機会もありま

すので、ご指摘すると同時に、私方にも前もってお知らせいただければ幸いです。

再問―広域事業で私の言いたいことは、村で計画した事業がその内容から果して広域的なものか、執行部、議会なりが協議した後に広域議会に出すべきでないかということ。そして広域事業となればさつき言ったように隣接町村に通ずる道路等を優先すべきである

と、また、予算関係でも既設、人家地域の道路改良を優先すべきであり、このようなことは議会に対する予算内示会等があればその時点で協議しやうといけるし、これが村の予算だと思えます。これに対する村長のお考えを伺いたい。

村長―広域圏事業は、全体を見通したもので、隣村へ通ずる道路が先行する訳ですが、あの計画には広域圏内のすべてのものが計上されているものであり、これを予算計上してやるということではなく、このような事業があるということ。提示したものと解釈しております。予算措置については、現道舗装一本やりでは解せない面もある訳です。現道舗装しても大型重機が入らないこともあり。しかしどうしても拡張されない場所と判断した場合は現道舗装の考えで予算措置した所もありますが、土地関係でやりかねた場所もありますのでこの点よく検討していただきたいと思います。



傍聴するおかささんたち

小学校給食時間が 不足というが

「ちそうさま」を言って食堂な

問—小学校の給食時間が不足で全部食べきれないということを開く。特に低学年が食べきれないようです。育ちざかりの子供が時間が不足でう飲みにしたり、給食を残すようでは体力の向上にも非常に影響すると思うので、給食時間が適当かお伺いします。

教養長—給食時間は、東小四十分、岩小三十五分、椿小は五十分間ある訳ですが、これに準備の時間十分間とみても不足してないと学校側では言っております。食事を早いもの勝ちで食べて、食べ終わったものが出ていくというものでなく、全員が「いただきます」と挨拶し食べ始めるものです。そこには、早く食べるもの、遅いものもおる訳ですが、全員が食べ終わって



りを出るようになっております。ただ、食べ方の遅い子供が他の子供のことを考えて途中で食べるのを止める子供も或いはあるかもしれませんが、各学校に聞いても給食を残す子供は殆んどいないとのこと。

小学校の場合、五十五年度から指導要領が改正され、ゆとりのある教育が指示されておりますので校長会等で、ゆとりの時間をどこにもっていかを検討し、給食時間をもつ少しとるなどとして楽しい給食となるような考えももっておりますのでご了承願います。

乳幼児医療費有料化について

問—県の乳幼児医療費無料化については、七年前署名運動がきっかけで、二歳未満児の医療費の無料、入院の場合は三歳未満児まで無料となっておりますが、これを病院は有料、入院も所得によって有料化しようとしております。これに対し、赤ちゃん、老人医療費を閉る福祉医療の切り捨ては許せないとして「無料化を守る会」を結成し全県的に運動を展開しております。市長、町村会でも有料化には賛成する意見が出なかつたように思うが、所得制限を設けてお金のあの人からは負担してもらわうことが公平だという。医療



費は税金と違つて負担の公平ということはおかしいことと思う。このことに対しては健康管理、保健医療から考えるべきではないかと思ひます。

村長—福祉の改悪、切り捨てとは果してどういふ解釈なのかわかりませんが、より高次な福祉を目指すには軽い面よりも最も日の当たらないところを重点的にやるのが本当の福祉でないかと思ひます。

五十三年の乳児の医療費調べをやってみました。乳児で一回医者にかかったのが十九件、その合計金額が二万七千七百一十七円で、一人一回につき九百一円となります。二回が二十一件で千五百九十二円、一人一回当り七百九十六円。一番多いのは三十一回かかって、合計四万一千六百四十三円、一回当り



乳幼児の健康保持は大切

再問—県の方針は、今までの乳幼児、老人医療に所得制限を導入してそのかわりに父子家庭に対する福祉を充実することですが、これの予算上を差引きすると一億六千万なにかしの金がいける訳ですが、このようなやり方はやはり福祉の切り捨てと言えらると思ひます。この無料化が充実してきたため乳幼児死亡率ゼロとなつた

前に申し上げましたが、応能負担の原則導入がむしろ福祉の向上に結びつくこともありうることに私の根本的な考え方です。

一千三百四十三円となつております。もし子供が病氣した場合千円内外の金のためにみせないということはないだろうと、これよりももつと高次の面に目を与える必要があるのではないかと思われま

ことは自らが納得するものであり所得制限を設けて医療費を徴収するとすれば相反するものと思われま

村長—幼児医療関係で金をうかしたいの考えはないと思ひます。金がかかる、うくからということではなく、福祉は根本に触れてよい良い方向を模索するのが本当だと思ひます。この制度が一面からは退化したと言われながら、母子福祉では十八歳未満の医療は無料化という方向にあるよう

県知事権限事務の 村委譲について

問—八十年代は地方の時代ということで、東北各県では市町村の自治確立強化をはかるため、県知事の一部を市町村長に委譲するといふことのようにありますが、本県でもそのような動きがあるか、また、本村に委譲されるとしたらどんな内容のものかお伺いします。

村長—県からまだ全々連絡がないので連絡がきたらお知らせします。

果樹等の被害と村の施策について

問—今年は四十九年以来の大雪で関係町村では県、国に活発な陳情等で実情を訴えて、その結果、国会議員の視察団も増田町まで来ております。木村においても被害は莫大なものだと思います。特に例を果樹にとつた場合深刻で、四十九年の豪雪で折れた樹によりやが枝が伸び去年あたりから実がなり始めたらまたこのような災害で果樹に見切りをつける人もでてくるものと思います。雪害を防ぐには人手による雪掘りしかないのでは、大雪の場合は事前にPRするとか、雪掘り人夫賃の一部を補助する等の考えをもつてもよいのではないかと思いますが。

村長—豪雪に対しては、先ごろ二回にわたり国会議員の現地視察があった訳ですが、時間の関係で本村には来なかつたのです。これに対しては色々な現状を書き陳情に参つております。



果樹農家では、人手が不足なことはわかりますが、やることはやつてそれでもできなかったものはわかりませんが、初めから補助するというような考え方は進まないつもりでございます。

なお、被害状況については、産業課長、農協営農指導員が現地へ行って調査しております。

再問—五、六年には必ず大雪があり、このような場合は被害があることはわかりきつてはいる訳ですが無線等で雪掘等のPRもしてない三月五日の議会運営委員会終了後に担当者呼び指ししたら初めて無線放送があつたもので、村の施策がどうも後手になってゐる感がある。

滝の沢の果樹には、過去にも補助したこともあるが、はるか過ぎてからの補助となれば、例えば、実際の雪掘りの励みにならないようにも考えられますので、この辺の考えもどのようにしておられるか伺います。

東小スキー場 段差解消について

問—去る二月五日の東小スキー大会を見学したが、東小スキー場が狭いことと地盤が悪いことを痛感しました。雪の少ない年は使用する時間も短いだろうし、危険も伴



うことと思ひます。

昨年六月定例会で教育長は、土地買収に根強く頑張ると言っておりますが、せめて段差の大きい部分だけでも買収できたらと思ひます。地主の一人で土地交換なら考へてもよいというようなことも聞いております。その後の経緯をお伺ひします。

教育長—スキー場のその後の土地交渉は進んでおらないのが現状です。これには色々ありますが、土地所有者が出稼中であること、また、地主と小作人との関係もあるやに聞いております。買収が可能だとしても代替地という問題も出てくるようです。今年には雪上車で

段差をできるだけ少なくしていただきましたが、段差があることは事実でございますので、今すぐ解消することは困難と思ひますが村と協議し解消に努力したいと思ひます。

常勤医師確保の 考えは

問—診療所の東條先生退職以来常勤の医師が見つからず取りあえずということと現在に至つておる訳ですが、当局もこれには満足しておるものではないと思ひます。常勤の医師の確保に努めてはいるでしょうか。私の個人的意見ですが、何年か先を見越して村費で優秀な人材を見つけ入学してもらい一人前の医師になったら期限をつけて村内にとどめてもらうようにしたいかがなものでしょうか。

村長—出張診療については非常に苦慮してるところでございます。現在も患者と対話できるお医者さんを県、国保連、雄勝医師会に頼んでる訳ですが、村に迎えることはなかなか難しいということでは医師確保の人材養成については

彰されました。

○議員十二年以上自治功勞表彰

副議長 佐々木 二郎氏
議員 佐々木 勇治氏
議員 谷 藤 宗夫氏
前議員 佐々木 清志氏

表彰される

議員12年以上自治功勞
次の四氏が自治功勞者として、
秋田県町村議会議長会から表

議会日誌から (議会側から出席したものを)

前は医師ばかりでなく、保健婦も足りなかつた訳です。医師を含め保健婦も町村で経費を負担し養成した町村がたくさんありましたが殆んどが失敗しておるようです。私の方ではそのような人材養成は考へておりません。

- 1/10 村商工会新年懇談会
- 1/23 広域汚泥処理場竣工式
- 2/5 東小スキー大会
- 2/7 郡議長会
- 2/14 小・中スキー大会
- 2/18 地域商工業振興推進協議会(湯沢)
- 2/19 議会全員協議会
- 2/22 県議長会定期総会(自治功勞表彰)
- 2/24 出稼者東京集会
- 2/27 東小新築竣工式
- 2/28 産業経済常任委員会
- 3/5 議会運営委員会
- 3/7 13 三月定例会
- 3/14 東中卒業式
- 3/17 椿小卒業式
- 3/18 東小、岩小、大小卒業式
- 3/19 畜産講習会
- 3/21 新聞記者送別会(湯沢)
- 3/22 出稼者東京集会反省会
- 3/23 猟友会巻狩
- 3/25 郡議長会
- 3/26 広域議会